

2023年2月20日

会員各位

一般社団法人 日本宅配水&サーバー協会
製品水委員会 品質規格部会

労働安全衛生法の改正について

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より当協会の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和5年4月1日より「化学物質管理」及び「職長教育」について、労働安全衛生法の一部が改正されます。

各製造工場の責任者の方は、下記をご確認いただき、ご対応をお願い致します。

敬具

記

- 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について

[T220225K0030.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)

- 化学物質管理について

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）は年間450件程度で推移しており、がん等の遅発性疾病も後を絶ちません。これらを踏まえ、化学物質規制の制度が導入されています。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要

[000946001.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)

- 職長教育について

労働安全衛生法第60条では、事業場の業種が労働安全衛生法施行令第19条で定めるものに該当する場合、新たに職務につくこととなった職長、その他作業中の労働者を直接指導又は監督する者（職長）に対し、安全教育を行わなければならないと定めています。

職長等に対する安全衛生教育は、安衛法第 60 条（安衛令第 19 条）に規定する重要教育の一つですが、令和 5 年 4 月からは、全ての食料品製造業と、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業に対象が拡大されます。

以上

なお、労働安全衛生法の改正等につきましては、厚生労働省または、管轄の労働基準監督署へお問い合わせください。

[全国労働基準監督署の所在案内](#) | [厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

製品水委員会 品質規格部会では、宅配水業界の健全なる発展を目指して参りますので、ご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。